阿見町指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則

目次

第1章　総則(第1条)

第2章　指定地域密着型サービス事業所(第2条－第7条)

第3章　指定居宅介護支援事業所(第8条－第12条)

第4章　指定地域密着型介護予防サービス事業所(第13条－第17条)

第5章　指定介護予防支援事業所(第18条－第22条)

第6章　雑則(第23条－第24条)

附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は，介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか，指定地域密着型サービス事業所，指定居宅介護支援事業所，指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　指定地域密着型サービス事業所

(指定の申請)

第2条　法第78条の2第1項の規定による申請は，様式第1号による指定申請書により行うものとする。

(変更の届出等)

第3条　法第78条の5第1項の規定による届出は，変更に係るものにあっては様式第2号による変更届出書により，休止した事業の再開に係るものにあっては様式第3号による再開届出書により，それぞれ行うものとする。

2　法第78条の5第2項の規定による届出は，様式第4号による廃止(休止)届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第4条　法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による申請は，様式第5号による指定更新申請書により行うものとする。

(指定の辞退)

第5条　法第78条の8の規定による指定の辞退は，様式第6号による指定辞退届出書により行うものとする。

(公示の事項)

第6条　法第78条の9第4項の規定による公示は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　介護保険事業所番号

(2)　事業者又は開設者の名称又は氏名

(3)　事業所又は施設の名称及び所在地

(4)　命令の内容，履行期限及び年月日

(5)　サービスの種類

2　法第78条の11の規定による公示は，省令第131条の14各号に掲げる事項のほか，介護保険事業所番号について行うものとする。

3　町長は，法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新をしたときは，その旨を公示するものとする。

4　第2項の規定は，前項の規定による公示について準用する。

(都道府県等への情報提供)

第7条　町長は，第2条から第5条までの規定による指定又は届出の受理をしたときは，都道府県，国民健康保険団体連合会その他の機関に対して，当該指定又は届出に係る事業所に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　事業所の名称及び所在地

(2)　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名

(3)　指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(7)　管理者の氏名，生年月日及び住所

(8)　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

第3章　指定居宅介護支援事業所

(指定の申請)

第8条　法第79条第1項の規定による申請は，様式第1号による指定申請書により行うものとする。

(変更等の届出)

第9条　法第82条第1項の規定による届出は，変更に係るものにあっては様式第2号による変更届出書により，休止した事業の再開に係るものにあっては様式第3号による再開届出書により，それぞれ行うものとする。

2　法第82条第2項の規定による届出は，様式第4号による廃止(休止)届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第10条　法第79条の2第1項の規定による申請は，様式第5号による指定更新申請書により行うものとする。

(公示の事項)

第11条　法第83条の2第4項の規定による公示は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　介護保険事業所番号

(2)　事業者又は開設者の名称又は氏名

(3)　事業所又は施設の名称及び所在地

(4)　命令の内容，履行期限及び年月日

(5)　サービスの種類

2　法第85条の規定による公示は，省令第133条の2各号に掲げる事項のほか，介護保険事業所番号について行うものとする。

3　町長は，法第79条の2第1項の規定による指定の更新をしたときは，その旨を公示するものとする。

4　第2項の規定は，前項の規定による公示について準用する。

(都道府県等への情報提供)

第12条　町長は，第8条から第10条までの規定による指定又は届出の受理をしたときは，都道府県，国民健康保険団体連合会その他の機関に対して，当該指定又は届出に係る事業所に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　事業所の名称及び所在地

(2)　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名

(3)　指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(7)　管理者の氏名，生年月日及び住所

(8)　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

第4章　指定地域密着型介護予防サービス事業所

(指定の申請)

第13条　法第115条の12第1項の規定による申請は，様式第1号による指定申請書により行うものとする。

(変更の届出等)

第14条　法第115条の15第1項の規定による届出は，変更に係るものにあっては様式第2号による変更届出書により，休止した事業の再開に係るものにあっては様式第3号による再開届出書により，それぞれ行うものとする。

2　法第115条の15第2項の規定による届出は，様式第4号による廃止(休止)届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第15条　法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による申請は，様式第5号による指定更新申請書により行うものとする。

(公示の事項)

第16条　法第115条の18第4項の規定による公示は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　介護保険事業所番号

(2)　事業者又は開設者の名称又は氏名

(3)　事業所又は施設の名称及び所在地

(4)　命令の内容，履行期限及び年月日

(5)　サービスの種類

2　法第115条の20の規定による公示は，省令第140条の31各号に掲げる事項のほか，介護保険事業所番号について行うものとする。

3　町長は，法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新をしたときは，その旨を公示するものとする。

4　第2項の規定は，前項の規定による公示について準用する。

(都道府県等への情報提供)

第17条　町長は，第13条から第15条までの規定による指定又は届出の受理をしたときは，都道府県，国民健康保険団体連合会その他の機関に対して，当該指定又は届出に係る事業所に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　事業所の名称及び所在地

(2)　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名

(3)　指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(7)　管理者の氏名，生年月日及び住所

(8)　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

第5章　指定介護予防支援事業所

(指定の申請)

第18条　法第115条の22第1項の規定による申請は，様式第7号による指定申請書により行うものとする。

(変更の届出等)

第19条　法第115条の25第1項の規定による届出は，変更に係るものにあっては様式第8号による変更届出書により，休止した事業の再開に係るものにあっては様式第3号による再開届出書により，それぞれ行うものとする。

2　法第115条の25第2項の規定による届出は，様式第4号による廃止(休止)届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第20条　法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による申請は，様式第5号による指定更新申請書により行うものとする。

(公示の事項)

第21条　法第115条の28第4項の規定による公示は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　介護保険事業所番号

(2)　事業者又は開設者の名称又は氏名

(3)　事業所又は施設の名称及び所在地

(4)　命令の内容，履行期限及び年月日

(5)　サービスの種類

2　法第115条の30の規定による公示は，省令第140条の38各号に掲げる事項のほか，介護保険事業所番号について行うものとする。

3　町長は，法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新をしたときは，その旨を公示するものとする。

4　第2項の規定は，前項の規定による公示について準用する。

(都道府県等への情報提供)

第22条　町長は，第18条から第20条までの規定による指定又は届出の受理をしたときは，都道府県，国民健康保険団体連合会その他の機関に対して，当該指定又は届出に係る事業所に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　事業所の名称及び所在地

(2)　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名

(3)　指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(7)　管理者の氏名，生年月日及び住所

(8)　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

第6章　雑則

(掲示)

第23条　法第78条の2第1項，第79条第1項，第115条の12第1項及び法第115条の22第1項の規定による指定を受けた者は，その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

2　法第78条の12において準用する法第70条の2第1項，法第79条の2第1項，法第115条の21において準用する法第70条の2第1項及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新を受けた者は，その旨を当該更新に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(補則)

第24条　この規則に定めるもののほか，指定地域密着型サービス事業所，指定居宅介護支援事業所，指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は，公布の日から施行する。

(阿見町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の廃止)

2　阿見町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年阿見町規則第6号)は，廃止する。

(阿見町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の廃止)

3　阿見町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年阿見町規則第15号)は，廃止する。

(阿見町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の廃止)

4　阿見町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則(平成30年阿見町規則第11号)は，廃止する。

(経過措置)

5　この規則の施行の際，この規則による廃止前の阿見町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則，阿見町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則又は阿見町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則に規定する様式の用紙で，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

6　阿見町指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(平成30年阿見町規則第41号)附則第2項又は阿見町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(平成30年阿見町規則第43号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる申請又は届出に係る情報の提供については，この規則の施行後も，なお従前の例による。